

平成30年第2回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 平成30年6月12日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成30年6月12日（火）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1 番 津田久美子	2 番 江島 高明	3 番 山路 善己
4 番 前川さおり	5 番 井上 容子	6 番 竹内 正毅
7 番 中西 友子	8 番 北 守	9 番 坪井 信義
10 番 奥川 直人	11 番 山口 和宏	12 番 風口 尚
13 番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長 小林 一雄	教育長 田間 宏紀
会計管理者 藤川 健	総務課長 中村 元紀	税務住民課長 北岡 明
生活福祉課長 西野 公啓	産業振興課長 中世古憲司	建設課長 東 博明
教育事務局長 中西 元	上下水道課長 中西 豊	病院老健事務局長 田村 優
監査委員 中村 功	総合戦略課主幹 中川 泰成	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一	同書記 宮本 尚美	同書記 上村 文彦
--------------	-----------	-----------

8 議事日程 【議案の上程】

第 1 指定第 1 号 議席の指定及び一部変更

第 2 会議録署名議員の指名

7 番 中西 友子 君

8 番 北 守 君

第 3 会期の決定の件 10 日

第 4 諸般の報告 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町一般会計）

報告第4号 予算繰越計算書の報告について（玉城町下水道事業会計）

報告第5号 度会土地開発公社の経営状況について

報告第6号 例月出納検査の結果報告について

- 第 5 選任第 1号 常任委員会委員の選任
- 第 6 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号))
- 第 7 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部改正について)
- 第 8 議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第40号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 議案第41号 玉城町地域運営組織事務所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第11 議案第42号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第43号 町税条例等の一部改正について
- 第13 議案第44号 玉城町社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第45号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第15 議案第46号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第16 議案第47号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第17 議案第48号 平成30年度玉城町一般会計補正予算(第1号)
- 第18 議案第49号 平成30年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第19 議案第50号 平成30年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第51号 平成30年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第21 議案第52号 平成30年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第22 議案第53号 平成30年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)

◎開会の宣告

○議長(山口 和宏) ただ今の出席議員数は、13名で定足数に達しております。

よって、平成30年第2回玉城町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長より定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村 修一君

○町長(辻村 修一) 平成30年6月玉城町議会定例会が開会されるにあたり、今後の町政運営に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

先ほど、議長から紹介を賜りましたけれど、去る4月に行われました、町長選挙におきまして当選の栄に浴し、引き続き玉城町政を担わせていただくことになりました。今後の町政につきましても、これまでの町長としての経験を生かし、時代の流れや社会的情勢に的確に対応できる柔軟な発想と、未来を展望する広い視野を持つことに努め、第5次玉城町総合計画、及びまち・ひと・しごと創生総合戦略にかかげる「誰もが安心して元気に暮らせるまち、ふるさと玉城」「家族でずっと暮らしたくなるまち、玉城」を目指すべき将来像として、引き続き、「町民が主役、地域が主体のまちづくり」の基本理念のもと、「町民本位」の行政運営に取り組み、玉城町のより一層の発展に誠心誠意尽くしてまいりたいと考えています。

町の人口はこれまで増加していましたが、減少局面に入っており、若者定住による活性化、福祉の充実、子育て支援による安心社会の実現、防災対策による安全の確保など課題が山積しています。

国全体で、すでに人口減少が進む中、町における人口減少の流れを逆転させることは簡単ではありませんが、手立てを講じなければ、「地域社会の崩壊」「地域の伝統文化の消失」が避けて通れない状況となっていきます。

この喫緊の課題である人口減少対策については、「玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標である、地場製品の付加価値向上・ブランド力強化と魅力ある就業環境づくり、魅力ある暮らしとまちへの愛着を高め、定住人口・転入人口の増加、結婚・出産・子育ての希望を叶かなえるとともに、子育てしながら働く女性の応援、広域連携により、地域がにぎわうまちづくりと人材の育成などを中心として、それらの効果を着実に実現できるよう、まちの総力を挙げてこれまで以上に創意工夫を凝らし、大胆かつ積極的に施策を打ち出し、力強く取り組みを進め、「地方創生への挑戦」として、市町村競争を勝ち抜き、まちの活力再生を実現してまいります。

人口減少対策を中心とする地方創生の取り組みを含め、町政の最重要課題として、「まちの良さを生かした生活環境の向上や安定した雇用機会の確保」「働きやすい・働きたいと思われる就労環境づくり」「出会いの場の創出や安定した雇用の機会の確保と子育て環境の充実」「全ての町民の生命を守る万全な防災対策」を位置づけるとともに、教育、文化やスポーツの振興、環境保全、インフラ整備・維持等々町政の各分野における多く

の課題に対応するため、必要な具体的施策を進めてまいります。

町民が主役、地域が主体のまちづくりをさらに推進するため、地域のさまざまな課題に対して、住民の皆さんが自主的に力を合わせ、汗を流して取り組むまちづくりに必要な支援を行ってまいります。

町の発展は、行政だけでは実現しうるものでないことは言うまでもありません。活力再生の正念場を迎えている町政に対して、まちの発展のため、今後とも、議員の皆さんをはじめ、町民の皆さんのより一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

○議長（山口 和宏）これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1、議席の指定および一部変更を議題とします。

先般、執行されました玉城町議会議員補欠選挙で当選をされました、津田 久美子君、江島 高明 君、山路 善己 君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、ただ今、着席の、津田 久美子君 1番、江島 高明君 2番、山路 善己君 3番に、指定します。

3名の議員に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。変更した議席は、お手元に配布しました、議席表のとおりです。

議席番号および氏名を局長に朗読させます。

議会事務局長 山下 健一君

○議会事務局長（山下 健一）それでは順に1番から読み上げさせていただきます。

1番 津田久美子 議員、2番 江島 高明議員、3番 山路 善己議員、4番 前川さおり議員、5番 井上 容子議員、6番 竹内 正毅議員、7番 中西 友子議員、8番 北 守議員、9番 坪井 信義議員、10番 奥川 直人議員、11番 山口 和宏議員、12番 風口 尚議員、13番 小林 豊議員

以上でございます。

○議長（山口 和宏）次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は 会議規則第127条の規定により議長において

7番 中西 友子 君 8番 北 守 君

の2名を指名します。

○議長（山口 和宏）次に、日程第3 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間にしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日から6月21日までの10日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配布しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

暫時休憩します。

(9:09 休憩)

(9:10 再開)

○議長(山口 和宏) 次に、日程第4 諸般の報告をします。

報告第3号 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費 繰越計算書の報告について(玉城町一般会計)、報告第4号 地方公営企業法第26条第3項の規定により、予算繰越計算書の報告について(玉城町下水道事業会計)、報告第5号 町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、度会土地開発公社の経営状況を説明する書類、また、報告第6号 監査委員から、平成30年2月分、ないし4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれ、写しを配布しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長(山口 和宏) 次に、日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、現在2名欠員となっております総務産業常任委員会委員に、津田久美子君、山路善己君。

1名欠員となっております教育民生常任委員会委員に、江島高明君を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、総務産業常任委員会委員に、

津田 久美子君、山路 善己君、教育民生常任委員会委員に、江島 高明君を選任することに決定しました。

○議長(山口 和宏) 次に、日程第6 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号))を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長(辻村 修一) 平成30年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成29年度会計の償還収入に2739万5000円の歳入不足が生じたため、平成30年度会計から繰上充用により補填しなければならない必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の

規定により5月31日に専決処分をいたしましたものでございます。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明） それでは、所管いたします、議案第37号 平成30年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度会計の償還収入に2739万5000千円の不足が生じたため、平成30年度会計から繰上充用により補填するものであります。

予算書7ページをお願いします。

歳入で 款3 諸収入・項1・貸付金元利収入・目1・住宅新築資金等貸付金元利収入節2・滞納繰越分におきまして2739万5000円を計上し、同額を8ページ、歳出の前年度繰上充用金としたものであります。

本案につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、平成30年5月31日に専決処分をさせていただきました。

貸付金の回収状況の概略を説明させていただきます。

平成29年度現年度の償還金状況につきましては、収入額43万2528円で未収金は30万372円となり、回収率は59.0%でございます。

徴収につきましては努力しているところでありますが、中には返済能力が極めて困難な状況の方もみえ、過年度分の回収率は、横ばい傾向にあります。引き続き回収率の向上と貸付金の目的、返済義務につきまして、理解をしていただくよう努力をしてみたいと思っています。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 30 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長(山口 和宏) 次に、日程第 7 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部改正について)を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長(辻村 修一) 町税条例の一部改を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されたことに伴い、ただちに町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 31 日に専決処分をいたしたものでございます。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長(山口 和宏) 税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長(北岡 明) それでは、議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、本年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されたことに伴い、関連する町税条例の一部を改正する必要が生じたことに伴い専決処分をいたしました。

補足資料、条例改正議案 1 ページ・条例改正新旧対象表の 1 ページをご覧ください。

まず、第 20 条で、年当たりの割合の基礎となる日数、第 31 条で、町民税の均等割の税率、第 36 条の 2 で、町民税の申告について定めていますが、今回これらの改正は引用する条項移動や文言の整備を行ったものです。

次に、新旧対照表 3 ページに移ります。

第 47 条の 3 で、年金の特別徴収義務者、第 47 条の 5 で、年金所得に係る仮特別徴収税額等について規定したもので、今回これらの改正は条文中の文言整備を行ったものです。

次に、改正議案 2 ページに移ります。

第 48 条の改正は、法人町民税の申告納付を定めたもので、外国子会社合算税制の適用があり、租税特別措置法第 66 条の 7 等の規定が適用される場合、二重課税回避として、外国関係会社に対して課された日本の所得税、法人税、地方法人税、法人住民税の

額に相当する金額を、まずは法人税、地方法人税から控除するための、外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の条文整備です。

次に新旧対象表 6 ページに移ります。

第 52 条の改正は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定で、平成 28 年度税制改正において、延滞金の計算期間について改正が行われましたが、法、条例ともに納期限の延長の場合については明言されていなかったため、今回の改正により明確化するものです。

次に改正議案 7 ページ、新旧対象表の 4 ページになります。

第 54 条の改正は固定資産税の納税義務者の規定で、地方税法施行規則の改正による条項ずれの整備を行ったものです。

次に新旧対象表の 8 ページ、附則第 3 条の 2、延滞金の年率を、特例基準割合に基づいた年率を使用する旨の規定、また附則第 4 条の改正は、附則第 3 条の 2 同様に、延滞金の年率に特例基準割合に基づいた年率を使用する旨の規定で、これらは引用する条項移動や文言等の整備を行ったものです。

次に新旧対象表の 9 ページに移ります。

附則第 10 条の 3 の改正は、固定資産税の特例を定めたもので、地方税法の改正により、法附則第 15 条の 11 にバリアフリー改修のなされた実演芸術公演施設（劇場・音楽堂等）について、税額の減額措置が創設されました。その適用に伴う申告を定めたものです。

次に、改正議案 5 ページ・新旧対象表の 12 ページ、附則第 11 条の改正は、固定資産税の負担調整措置について定めた規定で、法改正に伴い、評価替えに伴う固定資産税の土地に係る負担調整措置について特例期間を、平成 27 年度から平成 29 年度までを平成 30 年度から平成 32 年度まで延長を行うものです。

次に、附則第 11 条の 2 の改正は、見出し中「平成 28 年度又は平成 29 年度」を「平成 31 年度又は平成 32 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 28 年度分又は平成 29 年度分」を「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 28 年度適用土地」を「平成 31 年度適用土地」に、「平成 28 年度類似適用土地」を「平成 31 年度類似適用土地」に、「平成 29 年度分」を「平成 32 年度分」と年度及び期間を改めたものです。

次に、附則第 12 条の改正は、固定資産税の負担調整措置について定めた規定で、評価替えに伴う固定資産税の宅地等に係る負担調整措置の期間延長を平成 27 年度から平成 29 年度までを平成 30 年度から平成 32 年度まで延長を行うものです。

次に、改正議案 6 ページ・新旧対象表の 13 ページになります。

附則第 12 条の 3 の改正は、評価替えに伴う用途変更宅地に係る税負担の調整措置の特例規定の適用条項及び適用年度の改正で「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改めるものです。

次に、新旧対象表の 14 ページに移ります。

附則第 13 条の改正は、負担調整措置の適用期間の延長で、見出しを含みます。その

中の「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から 32 年度まで」に改める
ものです。

次に、附則第 15 条の改正は、特別土地保有税の課税の特例の期間延長となり第 1 項
中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、
同条第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改めるものです。

これで補足説明は、終わります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部
改正について）を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一
部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（山口 和宏）次の議案は、人事案件ですので、監査委員 中村 功さんは退席を
お願いします。

（監査委員 中村 功君 退席）

日程第 8 議案第 39 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にし
ます。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し
上げます。

現在、監査委員として、ご活躍していただいております中村 功委員が、平成 30 年

6月17日をもって任期満了となるに伴い、中村氏の人格、識見ともに監査委員として適任と考え、引き続き中村 功氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお補足は省略させていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終ります。

本案については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

これより採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

「起立全員」であります。

よって、本案は原案の通り同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（中村 功さん 入場）

ただ今、監査委員に選任されました中村 功さんから挨拶がございます。

中村 功さん、挨拶をどうぞ。

（中村監査委員 挨拶し、自席へ）

○議長（山口 和宏）再開いたします。

次に、日程第9 議案第40号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）議案第41号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員である小林 扶由委員が、平成30年6月22日をもって任期満了となり、その後任委員として、玉城町佐田1643番地、栃本 明子氏を適任と認め、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（山口 和宏）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終ります。

本案につきましても討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

「起立全員」であります。

よって、本案は原案の通り同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（栃本 明子さん 入場）

ただ今、教育委員会委員に任命されました栃本 明子さんから挨拶がございます。
栃本 明子さん、挨拶をどうぞ。

（栃本 明子さん 挨拶し退場）

再開いたします。

○議長（山口 和宏）次に、日程第 10 議案第 41 号 玉城町地域運営組織事務所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一） 議案第 41 号 玉城町地域運営組織事務所の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、町指定文化財「玄甲舎」の修復とともに整備を進めておりました「事務所」の完成に伴い、その設置及び管理に関して本条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

○議長（山口 和宏）副町長 小林 一雄君

○副町長（小林 一雄） 議案第 41 号 玉城町地域運営組織事務所の設置及び管理に関する

る条例の制定について、補足説明を申し上げます。

条例改正案3ページをご覧ください。

本議案は、国の地方再生計画の認定を受け、平成29年度に地域創生拠点整備交付金を活用して整備を進めておりました町指定文化財「玄甲舎」に隣接する「事務所」が完成を向かえ、「玄甲舎」の運用開始に合わせて本条例を制定するものであります。本事務所につきましては、玄甲舎や庭等の施設管理のほか、地域再生計画等に基づき、多世代交流魅力創造の拠点として、活用することを予定をしております。

条例の内容についてご説明を申し上げます。

第1条においては「設置の趣旨」を定めております。

第2条では「設置」に関して地域交流の拠点として地域活性化を図る旨、規定をしております。

第3条では、「事務所の名称及び位置」を定めております。名所は「地域運営組織事務所」として、位置については「玉城町佐田69番地1」としております。

第4条では、「適正管理」に努め、第5条では、施設や器具について、原状回復、賠償等を定めております。

また、附則といたしまして、条例施行日を公布の日からとしております。

以上、簡単ですが、補足説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

○議長（山口 和宏） 次に、日程第11 議案第42号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、ないし、日程第16 議案第47号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一） 議案第42号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、4期目においても引き続き特別職の給料を5%引き下げるため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第43号 町税条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例割合、たばこ税の税率改定、個人町民税の扶養控除の見直し等を定めるとともに、規定の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

次に、議案第 44 号 玉城町社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、この度竣工いたします、旧金森家別邸「玄甲舎」（茶室）を新たに社会教育施設に加えるため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第 45 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格の明確化等について、同様の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第 46 号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に誤りがあったことにより、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第 47 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び指定夜間対応型訪問介護を提供する者の範囲等について、同様の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（山口 和宏） 税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明） 議案第 43 号 町税条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

この改正につきましては、地方税法の一部が改正され本条例の一部を改正するものであります。補足資料 条例改正議案 11 ページ・条例改正新旧対象表の 17 ページをご覧ください。

まず、第 23 条は、町民税の納税義務者を定めた規定で条文中の文言の整備を行ったものです。

次に、第 24 条は、個人町民税の非課税範囲を改正するもので、所得控除の見直しに伴い給与所得控除・公的年金等控除が 10 万円引き下げられ、基礎控除に振り替えられ

ることに伴う調整です。第 24 条第 1 項第 2 号中「125 万円」を「135 万円」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、他文言等を改めるものです。

次に、第 34 条の 2 の所得控除は、個人町民税の基礎控除の改正を行なったものです。

次に、新旧対照表 18 ページ、第 34 条の 6 の調整控除は条文中の文言の整備を行ったものです。

次に、第 36 条の 2 の町民税の申告の改正は、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しを行なったものです。

次に、新旧対照表 19 ページ、第 48 条の法人の町民税の申告納付の改正は、大法人等に係る法人町民税の電子申告を義務化されたことによる改正です。

次に、新旧対照表 20 ページ、改正議案 12 ページ、第 92 条の創設は、製造たばこの区分を新たに創設したもので、喫煙用の製造たばこ、かみ用の製造たばこ、かぎ用の製造たばこの区分としました。

次に、第 93 条の 2 は、製造たばこことみなす場合の創設で、いわゆる間接加熱方式の加熱式たばこ（プルームテック等）については、現行の課税方式では「溶液」の重量が税額計算に反映されないため、「溶液」部分についても製造たばこことみなすことを規定したものです。

次に、新旧対照表 21 ページ、改正議案 13 ページ、第 94 条は、たばこ税の課税標準、加熱式たばこの課税方式の創設で、加熱式たばこの課税方法の換算の仕方を定めたもので、平成 30 年 10 月 1 日より、現行の換算方式を 5 年間かけて段階的に移行するものです。

次に、新旧対照表 23 ページ、改正議案 15 ページ、第 95 条は、町たばこ税の税率を、1 本あたり、5.262 円を 5.692 円に改正するものです。

次に、第 96 条のたばこ税の課税免除は、条文中の条ずれの整備を行なったもの。

次に、第 98 条のたばこ税の申告納付の手続は、条文中の文言の整備を行ったもの。

次に、附則第 5 条の個人の町民税の所得割の非課税の範囲等は、個人町民税の所得控除の見直しに伴う所得割非課税限度額の引上げで、給与所得控除・公的年金等控除が 10 万円引き下げられ、基礎控除に振り替えれることに伴う調整。所得割の非課税限度額の範囲が 10 万円引き上げられるものです。

次に、新旧対照表 24 ページ、附則第 10 条の 2 の法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合についての改正は、わがまち特例の市町村の条例で定める割合の規定の条文内の整備と、新たに第 17 項に生産性向上特別措置の規定をし市町村の条例の定める割合を零としたものです。

次に、新旧対照表 25 ページ、附則第 17 条の 2 の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正は条ずれの整備を行なったもの。

次に、改正議案 16 ページ以降、第 2 条関係から第 5 条関係については、加熱式たばこの課税方式やたばこ税の税率の改正を行なうための条文改正となります。

加熱式たばこについては、課税する換算方法が見直され、段階的に増額をし紙巻たばこの税額に近づける措置をとるものであります。

第 6 条関係では旧 3 級品たばこの税率の改正を行なうもので、今回の改正により紙巻たばこと旧 3 級品たばこの税額を平成 31 年 10 月より統一化するものです。

以上で補足説明を終わります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏）以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 17 議案第 48 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）ないし、日程第 22 議案第 53 号 平成 30 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を一括議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）議案第 48 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算を骨格予算として編成したことにより肉付けを行うもので、歳入歳出それぞれ 2 億 2 千 5 0 0 万円を追加し、予算総額を 5 4 億 8 千 5 0 0 万円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、県支出金で、「担い手確保・経営強化支援事業県補助金」、農業用ため池漏水対策の「高度水利機能確保基盤整備事業県補助金」の事業採択を受け新規計上しております。

補正予算の財源として、繰入金において、財政調整基金から 1 億 2 千 9 2 6 万 2 千円、前年度繰越金 5 千万円を補正しています。

地方債の補正につきましては、道路の維持補修のための公共施設等適性管理推進事業債の新規計上、農業用ため池漏水対策の追加による公共事業等債を増額しています。

次に、歳出の主な内容といたしましては、総務費では、移住定住対策事業委託料をはじめとするまちづくりの費用の追加、LGWAN のシステム更新費用、地方創生のためのイチゴ農家、及びまちづくりのための地域おこし協力隊員を新規に募集する費用を計上しています。

民生費では、各施設の修繕料のほか、子ども子育て支援計画のニーズ調査費用を新規に計上しています。

衛生費では、旧中角処分場の土砂の廃棄物処理委託料を計上しています。

農林水産費では、認定農業者など、地域の担い手に対し、農業用機械の導入をするための支援補助金、農業用ため池漏水対策の工事費、林地台帳の整備委託料を新規に計上

しています。

商工費では山村振興事業特別会計への繰出金の増額のほか、イベント等委託料、商工会補助金を増額しています。

土木費では、道路維持補修工事請負費の増額、共有地の登記委託料、工事費から測量設計委託料への組み替えを行っています。

河川費では、河川の修繕料の増額のほか、外城田川の流域治水整備計画検討委託料を計上し、総合的に治水対策を検討させます。

その他、都市計画基礎調査業務委託料の新規計上、及び自治区の公園整備の補助金、町営住宅の退去に伴う修繕費用を増額しています。

消防費では、伊勢消防玉城出張所の建替えの設計委託料を新規に計上しています。

教育費では、避難所になる田丸小学校講堂窓ガラス飛散防止対策工事、有田小学校のグラウンド整備、扉の改修工事を新規に計上するほか、各教室へのテレビの配置、講堂の幕の購入、各学校のトイレの洋式化などの修繕料を計上し、教育施設の整備を行います。

また、村山記念館 35 周年特別展運営委託料、田丸城跡石垣修復工事設計委託料、体育センターの窓ガラス飛散防止対策工事を新規に計上しています。

諸支出金では、公共下水道事業 4 条会計への繰出し金を計上しています。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

次に、議案第 49 号 平成 30 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ 1708 万円を追加し、予算総額を 14 億 4416 万 5000 円とするものであります。

補正予算の内容は、今年度の課税所得の確定に伴う保険料の本算定を行ったものであります。

また、財政調整基金から 8000 万円を取崩し財源として調整を行いました。今年度、財政主体が県一元化されたなかで、さらに積極的に健康づくりに取り組み、被保険者の健康保持に努め、国保財政の安定化を目指してまいりたいと存じます。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 50 号 平成 30 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、アスパア玉城 ふれあいの館 空調機の更新工事費の予算を計上するもので、歳入歳出それぞれ 561 万 6000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5045 万 6000 円とするものであります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明いたさせます。

次に、議案第 51 号 平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、地域支援事業を拡充するため、歳入歳出それぞれ 28 万 8000 円を増額し、予算総額を 13 億 6215 万 5000 円とするものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 52 号 平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は委託業務の追加によるもので、水道事業費用で 2053 万 1000 円を増額し、事業費用の総額を 3 億 97 万 3000 円とするものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第 53 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は建設改良工事の追加によるもので、資本的収入では、企業債で 5570 万円、補助金で 791 万 6000 円をそれぞれ増額し、資本的支出の建設改良費で 6361 万 6000 円を増額して、資本的収支の予算総額をそれぞれ 5 億 1377 万 9000 円とするものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

○議長（山口 和宏） 副町長 小林 一雄 君

○副町長（小林 一雄） 議案第 48 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏） 提案理由の途中ですが、10 分間の休憩をします。

（10：15 休憩）

（10：26 再開）

○議長（山口 和宏） 休憩前に引き続き、提案理由の説明を行います。

生活福祉課長 西野 公啓君

○生活福祉課長（西野 公啓） それでは、所管いたします 2 議案につきまして、説明を申し上げます。

議案第 49 号 平成 30 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 51 号 平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

について、提案理由を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長 (山口 和宏) 産業振興課長 中世古憲司君

○産業振興課長 (中世古 憲司) 議案第 50 号 平成 30 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) について、提案理由を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長 (山口 和宏) 上下水道課長 中西 豊 君

○上下水道課長 (中西 豊) それでは、所管する 2 議案について、補足説明をいたします。

まず、議案第 52 号 平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 1 号) の補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第 53 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) の補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

明日 13 日は、午前 9 時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までに、ご参集願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(10 : 36 散会)